

## 運用改善目標

### ○届出に不備がない場合

消費者庁に届出資料が提出された日から50日を超えない期間に公表する。  
なお、「機能性表示食品(再届出)」\*の場合は、30日を超えない期間に公表する。

### ○届出に不備がある場合

届出に不備がない場合と同様の期間に差戻しを行う。

\*「届出が公表された食品(撤回されていない食品に限る。)と同一性を失わない程度の変更が行われた食品」のこと。

(参照)

「機能性表示食品に関する質疑応答集」(平成29年9月29日付け消食表第463号) 問77

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/about\\_foods\\_with\\_function\\_claims/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_foods_with_function_claims/)

これまでの機能性表示食品の届出手続に関する運用改善目標については、[こちら](#)。